

○沖縄県立看護大学における利益相反管理規程

(平成28年12月21日)

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学及びその教員（以下「本学及び本学教員」といい、教員には、常勤及び非常勤の教員双方を含めるものとする。）の利益相反状態により生じる弊害を防止するため、本学及び本学教員の利益相反の適切な管理（以下「利益相反管理」という。）に関し必要な事項を定め、もって本学における研究活動並びに産学官連携活動を適正に推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利益相反状態

学外から本学及び本学教員に導入される金銭あるいは金銭的価値を有する利益が、本学及び本学教員による、教育上若しくは研究上の責任ある職務の遂行に弊害を与えている状況、又は弊害を与えていると第三者から見られる可能性のある状況をいう。

(2) 外部団体

国、地方公共団体の行政機関又はこれに準ずる団体（独立行政法人など）、民間団体及び企業をいう。

(3) 産学官連携活動

本学と外部団体との間で行う協力研究（共同型協力研究、受託型協力研究）、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、教員等の兼業、研究助成金・寄付金の受入れ、施設・設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。

(利益相反管理の対象)

第3条 利益相反管理は、本学及び本学教員が次の各号に掲げる事項に該当するときに行うものとする。

(1) 外部団体から研究費、寄付金、設備又は物品等の供与を受ける場合

(2) 兼業活動（技術指導を含む。）に従事する場合

(3) ベンチャー企業の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合

(4) 外部団体に自らの発明等を技術移転する場合

(5) 外部団体との協力研究に参加する場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、本学教員への便益を供与する外部団体（以下「便益供与者」という。）に対し、本学の施設・設備の利用の提供、又は

便益供与者から物品を購入する場合

- 2 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合等に関連し、本学が組織として利益を得る場合は、利益相反管理を行うものとする。

(本学教員の責務)

- 第4条 本学教員は、次条に規定する委員会に対して、利益相反に関する自己申告を、委員会が別に定める様式により原則として1年に1回行うものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、新たに前条に該当する状態が発生した場合は、本学教員はその事項毎に利益相反に関する自己申告を行うものとする。
 - 3 本学教員は、次条に規定する委員会が行う調査等に協力するものとする。
 - 4 本学教員は、前条第1項の各号又は第2項に該当する場合は、第11条に規定する利益相反相談室に相談する等、利益相反状態の発生による弊害の回避に自ら努めるものとする。

(利益相反管理委員会)

- 第5条 本学に、利益相反に関する事項を審議するため、利益相反管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は次の各号の委員4人で組織する。
 - (1) 研究科長(学長が研究科長を兼ねる場合は、研究科長が指名する代理の本学教員)
 - (2) 学部長
 - (3) 事務局長
 - (4) 総務課長
 - 3 委員会に委員長を置き、研究科長(あるいはその代理)を充てる。
 - 4 委員長は必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。
 - 5 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。
 - 6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利益相反管理委員会の所掌事項)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。
- (1) 自己申告内容の精査など利益相反に係る調査に関すること
 - (2) 利益相反管理ガイドラインの制定及び改廃に関すること
 - (3) 利益相反ポリシーに関すること
 - (4) その他利益相反管理に関すること

(利益相反に関する調査及びそれにもとづく措置の報告)

第7条 委員会は、前条第1号の調査の過程で利益相反状態の発生による弊害が懸念される場合や利益相反の疑義が生じた場合は、必要に応じて当該教員に対し事情聴取等を行うことができる。

2 委員会は、前条第1号の調査の結果に基づいて必要な措置を策案し、これを次条に定める利益相反審査委員会に報告するものとする。

(利益相反審査委員会)

第8条 本学に学外の有識者3人からなる利益相反審査委員会をおく。

2 委員長1人及び委員2人を本学学長が委嘱するものとする。

3 委員会は、全委員3人の参加により成立するものとする。

4 委員会は、本学教員からの利益相反に関する申告について、前条第2項の利益相反管理委員会からの報告に基づいて審査し、必要な措置について学長に勧告する。

(措置)

第9条 学長は前条第4項の勧告に基づき必要な措置を決定し、当該教員に通知する。

(異議申立て)

第10条 当該教員は、前条の措置に対し不服がある場合は、決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回を限度とする。

2 学長は、異議申立てに関する書面を受領したときは、利益相反審査委員会に再度審議を要請し、その審議に基づく勧告を受けるものとする。

3 学長は、前項の勧告に基づき、異議申立てに対する処置を決定し、当該教員に通知するものとする。

(利益相反相談室の設置)

第11条 本学事務局総務課に利益相反相談室を置き、相談員を配置する。

2 相談員は、利益相反管理委員会の委員とする。

3 相談員は、本学教員からの利益相反に関する相談に応じる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年12月21日から施行する。ただし、第4条第1項に規

定する自己申告については、平成29年4月1日から適用する。